平成２５年（フ）第１０４号
鳥取県米子市富益町552番地
債務者　小川千鶴子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３２８号
愛媛県松山市畑寺１丁目11番19号
債務者　茶藤　俊子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３４号
愛媛県松山市余戸中３丁目９番31号
債務者　新　　栄子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３７号
愛媛県松山市東石井４丁目10番11号　グランドハイムＬＴ305号
債務者　泉野　香織
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４７号
愛媛県松山市永代町９番地３　ロイヤルコーポ永代203号
債務者　樋口　健一
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３８号
高知市鵜来巣８番33号
債務者　西　　朝子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９号
福岡県直方市大字山部810番地３
債務者　三角　啓子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２７４号
佐賀県佐賀市神園１丁目２番５号　コットンライフ神園200号
債務者　小柳　和弘
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
佐賀県佐賀市若楠１丁目２番３号
債務者　大塚　貴幸
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
佐賀県佐賀市材木２丁目２番34号　一刻館ハイツ101
債務者　木戸　忠勝
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
佐賀県鳥栖市今泉町2624番地６
債務者　藤山　誠子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
佐賀県佐賀市久保田町久富3166－８、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1631番地３
債務者　竹下　新子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1317番地
債務者　江口千奈美
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル112号、前住所宮崎市大工１丁目５番50号永吉大工町ビル311号
債務者　三宅　祥子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2438番地
債務者　篠原かおり
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７９号
岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ａ－５号、旧住所岩手県盛岡市黒石野３丁目20番44号　プレステージⅡ黒石野111号
債務者　後藤　弘子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第８０号
岩手県花巻市下幅13番20号、旧住所岩手県花巻市星が丘１丁目14番24号　スターハイツ202号
債務者　渡部　未来
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部